

玉名市中小企業者家賃補助事業補助金

— 申請ガイド —

【補助内容】

対象者

玉名市の区域内に主たる事業所を有する中小企業者（法人にあっては本店の登記が玉名市内にあること）で【注1・2・3】次の1から3の要件を全て満たすこと

1. 市内に事業用の建物を賃借していること。【注4】
2. 令和2年1月から5月のいずれか1か月の会社全体の売上高が、それぞれ前年同月の会社全体の売上高と比較して、50パーセント以上減少していること。
3. 令和2年4月30日以前から市内で事業を継続しており（休業を含む）、今後も市内で事業継続の意向があること。

注1：原則、中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者

注2：本店所在地が市内に登録されていない中小企業者は対象外

注3：対象業種は、国の「持続化給付金」に準じ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、政治団体、宗教団体等は対象外

注4：建物とは、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物

補助対象経費

家賃（店舗・事務所の建物分）

- ・ 令和2年1月分から5月分の支払済み家賃のうち1か月分が対象
- ・ 共益費は補助対象に含むが、駐車場・倉庫は補助対象外
- ・ 事業の対人サービスの有無にかかわらず補助対象（オフィスも補助対象）

補助額

令和2年1月分から5月分の支払済み家賃のうち1か月分（1,000円未満切捨て） 上限15万円

他の用途との併用の場合は1月分から5月分の支払済み家賃の2分の1
上限7万5千円

注：複数事業所を持つ中小企業者の上限は、事業所ごとに15万円又は7万5千円

【申請について】

申請期間

令和2年7月1日（水曜日）から令和2年8月31日（月曜日） 消印有効

申請方法

郵送（事前予約による窓口受付可）

電話：0968-71-2065（平日午前8時30分から午後5時）

申請書類の送付先

申請書類一式を揃えた上で、以下の宛先に郵送してください。

<宛先>

〒865-0025

玉名市高瀬 290-1 玉名商工会館 2F

玉名市役所 商工政策課 家賃補助係

- ・申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出を求めたり、確認の連絡をするため補助金の支払いまで時間を要する場合がございます。送付時に「申請時チェックシート」を利用して、必ずご確認ください。
- ・提出いただきました書類は返却できませんので、ご了承ください。

申請書類

作成していただく書類

1. 中小企業者家賃補助事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）【原本】
2. 中小企業者家賃補助事業補助金交付申請に係る誓約書（様式第2号）【原本】
3. 申請時チェックシート【原本】

ご準備していただく書類

4. 令和2年1月から5月のいずれか1か月の会社全体の売上高が、それぞれ前年同月の会社全体の売上高と比較して、50%以上減少したことを確認できる以下のいずれかの資料【コピー】

試算表、売上台帳、売上明細等、売上高がわかる資料

5. 平成31年1月から令和元5月までのうち、対象月の売上げが確認できる以下の資料【コピー】

<法人の場合>

法人税確定申告書の別表一、法人事業概況説明書（表裏）

※上記資料に対象月の売上高の記載が無い場合は、試算表、売上台帳、売上明細等の売上高が分かる資料を追加

<個人の場合>

・青色申告：確定申告の第一表、決算書の1・2ページ目（損益計算書、月別売上）

・白色申告：確定申告の第一表、収支内訳書

※法人確定申告書別表一、確定申告書（個人）の第一表には收受日付印が押印されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

6. 建物の賃貸借契約書（以下の内容が分かるもの）【コピー】

貸主・借主の名前、家賃、契約期間、対象物件情報（所在地、構造・規模、使用目的等） ※土地、倉庫、駐車場分は対象外

7. 補助対象の建物質料を支払ったことを確認できる資料【コピー】

領収書、引き落とし口座等の、支払者、支払日、支払金額、支払対象月が分かる資料

8. 事業概要が分かる資料【コピー】

<法人の場合>

履歴事項全部証明書

<個人の場合>

開業届、営業許可証、パンフレット

9. 補助金の振込先口座の通帳【コピー】

金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）が分かる箇所（表紙及び1ページめくった部分のコピー）

10. 事業所内部及び外観の写真

各1枚